
第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 2 3 年 6 月 2 3 日 (木 曜 日)

議 事 日 程

平成 2 3 年 6 月 2 3 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 80 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 議案第 81 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 3 議案第 82 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 議案第 83 号 平成 23 年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 陳情第 10 号 中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情
- 日程第 6 懲罰特別委員会の調査結果の報告について
(鹿島功君に対する処分要求書提出の件)
- 日程第 7 懲罰特別委員会の調査結果の報告について
(大森正治君に対する処分要求書提出の件)
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 10 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 11 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 12 閉会中の継続調査について (大山北麓 (神田地区) 活性化調査特別委員会 所
管事務調査)
- 日程第 13 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (1 8 名)

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	1 0 番 岩 井 美 保 子
1 1 番 諸 遊 壤 司	1 2 番 足 立 敏 雄
1 3 番 小 原 力 三	1 4 番 岡 田 聰

15番 椎木 学

16番 鹿島 功

17番 西山 富三郎

18番 野口 俊明

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊 雅照 書記 …………… 中井 晶義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森田 増範 教育長 …………… 山根 浩
副町長 …………… 小西 正記 教育次長兼学校教育課長… 齋藤 匠
総務課長 …………… 押村 彰文 社会教育課長 …………… 手島 千津夫
中山支所総合窓口課長… 澤田 勝 幼児教育課長 …………… 林原 幸雄
大山支所総合窓口課長… 岡田 栄 企画情報課長 …………… 野間 一成
税務課長 …………… 小谷 正寿 建設課長 …………… 池本 義親
農林水産課長 …………… 山下 一郎 水道課長 …………… 野坂 友晴
住民生活課長 …………… 坂田 修 福祉介護課長 …………… 戸野 隆弘
観光商工課長 …………… 福留 弘明 保健課長 …………… 齋藤 淳
人権推進課長 …………… 門脇 英之 農業委員会事務局長… 近藤 照秋
地籍調査課長 …………… 種田 順治 会計管理者 …………… 後藤 律子
代表監査委員 …………… 松本 正博 総務課参事 …………… 酒嶋 宏

午前9時30分 開会

開議宣告

○議長(野口俊明君) おはようございます。本日で6月定例会もいよいよ最終日となりました。本日は、各議案について、質疑・討論・採決を行ないます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第80号

○議長(野口俊明君) 日程第1、議案第80号 平成23年度大山町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(5番 野口昌作君) 議長、5番。

○議長(野口俊明君) 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 10 ページですけども、放課後子どもの運動遊び推進事業というものが予算、これどのような方法でですね、やられるかということをお尋ねしたいですし、それから 15 ページのほうにですね、未来を拓くスクラム教育推進事業というもの、減額にしてですね、地域ぐるみの子ども読書活動推進事業っていうものが増額になるというようなことになっておりますけれども、このへんの絡みがどのようなことでね、こういう事態が起きたかということとですね、それから 17 ページに登録文化財修理補助金というのがございますけれども、これはどこの文化財をですね、修理される予定なのかということをお伺いします。以上です。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。たくさんのお尋ねがありましたので、野口議員さんのまず放課後子どもの運動遊び推進事業ということについてからお話しさせていただこうと思います。まあ全国的に子どもの体力、運動能力が非常に欠けておることからですね、これは県の委託事業で、10 分の 10 の委託事業で、初めて鳥取県が今年から予定した事業でございまして、大山町と鳥取県下では若桜町が採択になったということでございます。放課後児童クラブにおきまして、2 週間に 1 回、運動遊びの日を設定いたしまして、特に体育館があるところで放課後の児童クラブの子どもたちの体力の増強を図るというものでございます。今のところ、大山西小児童クラブ、児童クラブは全部で今 101 名ほど今年がありますけれども、全体の 4 分の 1 でございますけれども、1 弱でございますけれども、大山西小学校が 41 人おりますので、体育館も併設されておりますし、できると。それからもう一つは、なわっこクラブが 27 名でございますので、名和小学校の体育館を使って雨の日でもできるというところで実施していこう、それといい先生に恵まれたということがあるだろうと思っております。初めてですので、成果が出るようにがんばっていきたいと思っております。

2 番目、スクラムだったかいな。未来を拓くスクラム教育推進事業、非常に県の教育委員会が、力を入れておる事業でございましてですね、小中高の連携ということを強く打ち出しました。実は、大山町ではこの席でもたびたびご説明いたしましたけれども、保小中の連携っていうのは常に考えておったわけですけども、で、新年度の当初予算に必ず載せて欲しいということでもございました。ところが、現実の問題として採択になったのは、6 地域しかありませんでしたとですね、16 市町村がみんな手を上げたわけですけども、それで、大山町は漏れたと、結論をいいますと。それで、ならできないのかといいますと、決してそうではありませんでした、そのことについて考えておきまして、前にもご説明いたしましたけれども、教育振興会というのを設けたり、今までも保小中の連携っていうのは、十分とっていくという

のが、大山町の一番の願いでございますし、やってきた実績でもございますんで、補助金はなくなりましたけれども、それに変わるべく、別な形で頑張っていこうと思っ

ているところでございます。読書活動の子ども夢基金でございますけれども、これも申請はしておいたわけですが、全国で、5カ所ぐらいだったじゃないかと思っておりますけれども、これも10分の10の補助金で、しかも大型の補助金でございますして、それを基にして子ども読書活動を充実していこうとするものでございます。

それであとの文化財の修理につきましては、社会教育課長が申し上げます。

○社会教育課長（手島千津夫君） 議長、社会教育課長。

○議長（野口俊明君） 手島社会教育課長。

○社会教育課長（手島千津夫君） 修繕の関係につきまして、登録文化財とはどこかということのご質問をいただきました。実は、3つの登録文化財を対象にしておりまして、一つは、坊領にあります遠藤家住宅、そして所子にあります南門脇家住宅、三つ目が、同じく所子の東門脇家住宅、この3つの修繕を合計したものでございます。以上でございます。

○議員（5番 野口昌作君） はい、分かりました。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） はい。2問質問したいと思っております。1問目は、9ページの同和対策施設費のところですが、まず。わたしは兼ねてより、この同和対策事業につきましては、もう特別な対策事業は止めて、一般対策へ移行していったほうが、それが完全な部落問題の解決につながっていくもんだということを主張してきておりますけれども、このたび少額ではありますが出しております。その点について賃金面、それから謝礼の部分、ちょっとお尋ねしたいんですけども、臨時職員賃金から嘱託職員賃金ということで、どうも変わって移行しているのかなと、変更があつて

るのかなというふうに思うんですけども、予想するんですけども、これどこの職員で、なぜこの嘱託に移行するのか、という点が一つ、それから謝礼金として出しておりますが、講師謝礼ですけども、これどういう事業の講師に対しての謝礼なのか、お聞きしたいと思います。

それからもう1点目は、13ページ、商工振興費の中の住宅リフォーム資金助成金が1,000万円追加になっておりますけれども、この住宅リフォーム資金助成2月から実施されておりますが、これ町民にも喜ばれ、あるいは業者の仕事起こしにもなつて、地域経済の活性化にもなるということで、非常にいいものだなというふう

たいと思います。以上です。

○人権推進課長（門脇英之君） 議長、人権推進課長。

○議長（野口俊明君） 門脇人権推進課長。

○人権推進課長（門脇英之君） 大森議員さんの同和対策施設費につきましての 2 点の質問にお答えいたします。まず、賃金でございますけども、まずこの賃金につきましては、中高ふれあい文化センターの職員の賃金でございます。今まで、中高ふれあい文化センターにつきましては、ずっと臨時職員という形で勤めておりましたけども、隣保事業の充実を図るという意味で、館長の事務負担が非常に大きかったということで、臨時職員を嘱託職員として、そのまま採用することによって、人権の充実を図るところで、嘱託賃金のほうに臨時賃金を組み替えをしたというところでございます。

もう 1 点、報償費でございますが、これあの安心子ども基金事業と言いまして、地域の子育てパワーアップ事業ともいいますが、10分の10の補助事業でございます。これが各隣保館に 20 万ずつの上限 20 万の事業を取り組みまして、そのなかでの本の読み聞かせの講師謝礼を組んでいるものでございます。以上でございます。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 続いてお答えをします。住宅リフォーム資金助成金と記載しております。正式には、個人用住宅等改善助成制度ということで、この春から制度化をいたしたところは既にご承知のとおりでございますけれども、5 月末現在で申請件数といいますか、補助交付決定件数が 134 件、金額は予算額の 1,000 万円ほぼこの段階でまあ使いきったといいますか、助成の交付決定をさせていただいたというところでございます。

そして、これに伴います工事費っていうんでしょうか、補助対象経費の合計額が、約 1 億 2,000 万円程度であります。6 月以降の受付交付決定できておりませんが、受付件数が、既に 70 件を超えておりまして、合計で 200 件を超す申し込みをいただいているのが、現状でございます。

したがいまして、実際に工事が行なわれました、あるいはこれから行なわれる金額を推計いたしますと 2 億円を遥かに超える金額が大山町内のみに、で使われたということでございます。特に助成金につきましては、町内でしか使えないお買い物券という形になっておりますので、一般的な公共事業等に比べますと、かなりいわゆる経済波及効果が一次二次とも大きいものと推測されるということでございます。評価はということでございます。まだ制度をはじめまして、数カ月、3 カ月ほどでございますので、確定的な評価にはならないかもしれませんが、先ほど言いましたように、中小といいますか、零細の事業者の皆さんの手元に、町内だけで億の単位での通貨が流通をしたということは事実でございまして、それによります

いわゆる経済波及効果は大きいものだなというふうに思っておりますし、こうした制度を作りましたことによりまして、それぞれ住民の皆さんの住環境の改善につながるですね、いわゆる動機付け、呼び水ということにもなったのではないかなというふうに思っております。そういった意味でこの今回お願いをしております補正につきましても、是非ご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） その、今の住宅リフォーム制度についてですけれども、現状で非常にこの良く使われておって経済効果、波及効果はあってるなということでもわたしも提案したのとしてうれしいわけですが、もう既に6月に入ってから70件を超えていると、申請が。そうすると、これもまた1,000万も補正された1,000万もまた突破、早いのかなと、もう目に見えているような気がするんですけども、うれしい悲鳴じゃないかなと思うんですが、その後の方針というのはあるのでしょうか。今後ですね、さらにまた1,000万、この補正予算の1,000万がなくなった後の、というのは、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 大森議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。議会のご理解をいただいて、当初4月1日からのこの制度、スタートという考えを持っておったところですが、まあ豪雪ということもございまして、雪解けを待ってそういったニーズも生まれるだろうということで議会のほうの本当にご理解をいただいて、4月、えー2月からの、スタートということができ、そして3月からその対象がスタートしたところでありまして、この数ヶ月間の間に、当初予算を上回るということになりました。そしてその制度につきましても、まず2カ年ということとその要綱の中にうたわせていただいているところでもあります。現在こうして地元の事業者の方々に工事が発注をされて、町内通貨でいろいろなお金が回るという状況になって非常にこれまでの状況のなかで少しずつこの地域の皆さん方に、事業者の皆さん方に、お金が回っていく形が、動機付けができていくなーというぐあいに思っております。今後の予算はどうかということもございまして、そういったことを踏まえて、今後、例えば予算を立てるということにつきましても、議会の皆さん方のご理解がなければできないこととございまして、その点の時には、またご相談を申し上げたいというぐあいに考えております。

○議員（3番 大森正治君） 議長。3番。

○議長（野口俊明君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 本当にいいものは、どんどんやってほしいなというふうに思うんですけども、まっ、これも許す範囲内だろうというふうには思いますけ

れど、推進していただきたいと思うんですが、どんな制度でもね、100%みんなに喜ばれていいものだというものはないと思うんですよね。やはり改善点もあるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう使われた方、あるいは他の町民の皆さんからその制度をもうちょっとこうあればいいのになという点、については聞いていらっしゃるでしょうか。わたしもちょっと個人的にはもうちょっとここが問題だから改善されればいいのになというようにも耳に入っているところでありませうけれども、執行部のほうとしてはそういう改善点等聞いていらっしゃる、お聞かせ願いますし、それらの点についてどう考えているか、もし方針があったら説明してください。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 失礼いたします。この制度におきますいわゆる問題点といいますか、改善要望というものは現在のところ、担当課のほうには寄せられておりません。もし何かございましたら、また別の機会にでもご教示いただければというふうに思います。そのいわゆる事務的な手続き等に関わる改善要望等ございましたら、できるものから対応させていただきます。

ただ制度の根幹に関わる部分につきましては、それこそ議会の皆さん方とのご相談とか、そういったようなことになっていくものと思われまますので、よろしく願いいたします。

○議員（3番 大森正治君） はい、了解。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長、4番。

○議長（野口俊明君） 4番 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） 14ページお願いします。14ページの土木費の河川管理費というところです。まあこの頃その河川にはですね、大変雑木が多く、生い茂っております、まあわたしも大変心配しております。そこでそのところですね、準用河川の倒木等撤去委託料100万円ということで、載っておりますが、これはどういうことでしょうか、お聞かせください。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） 河川費の補正でございます。これは年末からの豪雪によりましてそれぞれ土木施設、または農林施設に被害を受けております。で、建設課で管理をいたしております準用河川につきまして、特に竹、これが覆いかぶさって農業水路と兼用となっている河川もあります、そういったところの倒木の撤去費用であります。22年度に補正で消防費で一部は、対応しながらやってきておりますが、まだ残っておる河川が、2河川ほどございます。その河川についての倒木撤去の委託料を計上しているもんであります。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長、4番。

○議長（野口俊明君） 4番 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） えーっていいいますのは、これはですね、その2級河川とかそういうことではなくして、農業用水の河川のところの倒木の処理費なんでしょうか。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） 特に撤去が急がれるのは、農業施設とも兼用している河川になります。で、町が管理しておりますのは、準用河川のみでありまして、2級河川につきましては、県管理であります。で、こちらのほうは、県のほうに要望いたしまして順次やっておりますが、2級河川についてもまだ全部が撤去できているといった状況ではございません。まず、急ぐところから進めておりますが、まだ残っている箇所、河川閉塞、いわゆる増水によりまして、河川を侵害している倒木、笹等についてを撤去するといった内容でございます。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長。

○議長（野口俊明君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） そうしますとですね、2級河川まあそういうような木がですね、バンバンバンバン折れておったら、それなり対応するというやな雰囲気にもとれるわけなんですけれど、その2級河川、まあ町のほうもですね、県のほうにはお願いをしておるというやなことは、再々聞いておるわけなんですけど、どの程度それは進んでいるんでしょうか。まあ今年みたいにですね、鹿児島あたりに大きな雨が降っておりますし、そういうことで想定外の仮に雨だったらそういう雑木がですね、橋に引っかかったりということですね、大きな災害になろうかと思うんですけど、そのあたりはどのようになっておるんでしょうか。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） あの一ご質問いただいておりますのは、2級河川ということだと思います。で、2級河川につきましては、先ほども申し上げましたように県管理になっております。で、今回の豪雪につきましては、根こそぎですね、倒れているといった大きな木が多ございます。県のほうもそういった現場を確認をしながら、順次やってきておりますが、いずれもかなりの本数の木が倒れておりますので、当然地元からも要望が出てまいっておりますし、県のほうに現場を確認していただいて、いわゆる危険な箇所、急ぐ箇所から順次やっております。

で、現在のところ、どのぐらい進んでおるかということではありますが、実際うちのほうが把握しておるわけではございませんので、そのへんについてはちょっと県のほうに問い合わせてみないと分からないといった状況です。

○議長（野口俊明君） 他に質疑は。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） 1点確認とですね、2点ほど質問したいと思っておりますけども、先ほど野口議員さんが質問されておりました。放課後子ども運動遊びというのがありますね、聞きましたら大山町と若桜が選ばれた、過疎のまちが選ばれたというようなことというふうに取りましたけども、昔、山の子は、足腰強くてですね、体力が強かったようにわたしらの頃はですね、わたしも強かったわけですけども、そのなかで、最近バス通学で、案外、山の子のほうが弱いというようなことを聞いたりしております。この選ばれた理由はですね、まあ体力の増強ということで、体力が弱くて選ばれたのかな、という逆に心配をしておりますけども、そのようなことがあったのかなかったのか、またどういったことでこれを、もしそうだとするならば解消していく、ということ、まあ思います。

そして、質問ですが、これは確認でございます。質問のほうはですね、13ページのまちなみ環境整備事業とその下にエコツーリズム国際大会というのがありますが、1,300万あった事業費が、なくなっておるということになります、これは継続事業でこれからもどんどんやっていただく事業だというふうに思います。何かの変更か、あるいは切捨てられたとかというようなことがあったのだろうかというふうに想像しますが、変更だとかですね、その下のエコツーリズム国際大会というふうにまあ急に国際という文字が出ておりますが、日本大会で選ばれて国際大会に行かれるのかなと、これはいいことだなと思ってみたいもしますが、どのような方が、あるいはどのようなことで、国際大会行かれるのだろうか、わたしも興味がありますんで、そのあたりをちょっと詳しく教えていただきたいなと思います。

○教育長（山根浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根浩君） 西尾議員さんのご質問にお答えしたいと思います。大山町の子どもたちを見ますと、体力テストやっておるわけですけども、決して体力が劣っていることはございません。これが選ばれたってことの一つは、初めての県の委託の事業だったということと、それに非常に熱心に取り組んだっていいですか、ということが一つと、それからあの、いずれにせよ、放課後児童クラブのところが大山西小学校だったら学校にあってすぐ体育館が使えると、それからなわっこクラブの場合でもすぐ名和小の体育館が使える、雨の日でもまあできると。それとうちの場合は、非常に指導者に恵まれておるんでないかなということが選ばれた大きな原因じゃないかなと思っています。よろしく申し上げます。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 失礼いたします。2点ご質問いただきました。まず1点目、まちなみ環境整備事業の減額についてでございますが、委託料1,300万円減額をいたしておりますが、その下の22補償補填及び賠償金のところで、この同額1,300万というふうにいたしております。これは電柱の移転料でございますが、科目、いわゆる中電さんとの協議の中で、支出科目を変更させていただくものでございます。

次のエコツーリズムの国際大会についてのご質問でございますが、現在、鳥取県では、2年後2013年にエコツーリズム国際大会を鳥取県に誘致することとこのたび再選されました知事の方針で決ったところでございます。で、この主会場をこの鳥取県西部地域大山・皆生・境港、このあたりを主会場として行おうというものでありまして、今年度はその誘致のための準備委員会の負担金をこのたび補正でお願いするものでございます。なお、これまでに、過去に日本で開催されました国際大会の例で申しますと、だいたい参加者が、500人から1,000人程度、全世界からエコツーリズムに関しましてお集まりいただいて、まあ研究討議、そしてエキスカージョン、現地踏査ですね、そういったものが行なわれるということでございます。因みに今年は全国大会が岩手県で開催されますので、そういったところで誘致活動を行なうための経費ということになります。以上です。

○議員（8番 西尾寿博君） 了解です。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（野口俊明君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） たびたび同じ質問ですが、詳しく聞きたいと思っております。放課後子ども運動遊び推進事業ということで10分の10の事業になっておりますけれど、19万ほどの。今指導員さんが確かに一生懸命見ておられます。どこの指導員さんも。で、中には男性の指導員さんがおられて、大山などは体育館で子どもとやはり遊んだりして、実はソフトバレーとかやっておられる状況がありますが、今の指導員さんと、この推進事業に関わる、それについての人材といいますか、今の指導員さんとの関わり合いというか、兼ね合いをお聞きしたいということと、それから大山西と名和小、どのように選ばれたのか、ですね。

それから10分の10ですので、本当に子どもの運動をっていうのは大事なことだと思いますし、今米子のほうでは、わざわざ学力の塾じゃなくって、体育の塾っていう感じで体育教室に通わせている親も、保護者の方もおられますので、とてもいい取り組みであるし、子育て支援のまたPRにもなると思うんですけれども、それを10分の10だからって、その2校で収めてしまうというのはいかがなものかと思いますが、もう少し積極的な姿勢もいるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（山根浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根浩君） 3点ほどお尋ねがございました。今の指導員さんとは別でございます、指導者として。で、これは委託事業が10分の10の20万円限度というのでございまして、今年初めてできた事業でございますので、あの何もその消極的だとかとは思って、まあやってみて良かったらまたという気持ちがあります。名和と大山西というのは、大山西というのはまず41人という大きな、子どもがおります。それから名和も27名という、あと、中山が16名、大山が8名、あすなろが19名という形で、まあやる場所も含めてのことでもございまして、良かったら議員さん言われましたように、来年度ももちろんやる方向で検討していきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） そういたしますと、別の人材を求められるということですが、そうなることややはり子どもを預かって運動をさせるということは、いろいろと安全の面でもそれから技術というか、バレーボールを教えるにしても、何か体育を教えるにしても、相当、せつかくの事業ですので、体験がいるかと思いますが、どのような人材を求められるつもりでおられますか。

○教育長（山根浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根浩君） 実は、今回お願いしております方は、教員免許を持った方でもございまして、おっしゃいましたように、子どもの運動遊び、あるいは体力づくりも安易に考えてもやっぱりいけませんので、安全面だとか、やっぱりそういうある面での資格ってていいですか、そういう持った方がいいんでないかなという気持ちでおります。

○議員（9番 吉原美智恵君） 了解です。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第81号

○議長（野口俊明君） 日程第2、議案第81号 平成23年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第82号

○議長（野口俊明君） 日程第3、議案第82号 平成23年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第83号

○議長（野口俊明君） 日程第4、議案第83号 平成23年度大山町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 陳情第10号

○議長（野口俊明君） 日程第5、陳情第10号 中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情についてを議題といたします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、岡田 聰君。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） はい、議長。陳情審査結果報告。ただいま議題となりました陳情第10号 中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情の件について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成23年6月13日。審査人数は全員の6名です。教育委員会事務局齋藤次長の出席も要請し、教科書採択の仕組みや鳥取県西部採択地区協議会の構成等、説明を受け、そして選定対象となる各出版社の平成24年度教科書も参考に見ながら、慎重に審議いたしました。

陳情は、改正教育基本法及び新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた、公正かつ適切な教科書採択を求めているものであり、特定の教科書採択を要請するものではございません。採決の結果、採択4、不採択1で採択と決しました。以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口俊明君） 以上で教育民生常任委員会の審査結果の報告を終わります。これから陳情第10号 中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長、17番。

○議長（野口俊明君） 17番 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 教育民生の皆さんは、教育次長にもご出席を願って勉強をされたようでございます。委員長や皆さんもご承知のごとく、普通教科書と普通教科書と言っていますが、正式には、教科用図書というそうでございます。皆さんも勉強なさいましたように、西部地区教科書用図書採択協議会というのがありまして、もちろん法律を守って公正に行なわれています。メンバーは、管理職が1、教師が3の4名だそうであります。

それで陳情書を見ますとですね、鳥取県西部採択協議会においては、歴史教科書及び公民教科書に関し、改正教育基本法及び新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、公正かつ適切な教科書採択が実施されるよう要望いたします、こういうことはですね、この方に言われなくても県や市町村や教育委員会が十分に承知してですね、審査してると思いますよ。（「こういう方ってどんな人ですか」と呼ぶ者あり）公正する陳情者、公正される、公正というのは、不正にやっている人に対して公正というのは分かるけれども、公正にやっている人に対して公正というのは無礼じゃないかと思いますが、そのような意見はなかったでしょうか。

さらに2点目、公明正大というのならですね、中身を調査しなくてはならないと思います。学習の工夫について、基礎基本の確実な定着を図るための工夫、自主的自発的な学習を促すための工夫や個に応じた学習の工夫、内容の構成、配列について、例えば単元公正の工夫、各学年の学習改善の公正の工夫、回り方や考え方の相違と3点目には、特徴的な単元におこる工夫、5点目には、今日的な教育課題に関わること、反問その他、このようなことは、調査研究をしたのですか、しないのですか。公正、公正と言われるからには、その中身が必要でございますが、このようなことは議論されませんでしたか。

3点目、この陳情者が求めている教科書は、お聞きいたしますと、全国的には私立の学校が2、3採択しているように聞いております。公立の学校がですね、全然採択していないと言っていますが、このようなことは、参考にはされませんでしたか。以上です。

○教育民生常任委員長（岡田聰君） 議長。

○議長（野口俊明君） 教育民生常任委員長 岡田聰君。

○教育民生常任委員長（岡田聰君） 最初に言われましたこのような方がとか、こういう方という、そのちょっと言い方があれですが、陳情者の顔を見て内容を判断するような言動でございました。そういうことは一切なくて、あくまで陳情内容、こういう陳情内容について審議をいたしました。

また、事細かな教科書の内容、把握して審査したかということでございますが、われわれが教科書採択をするわけではございません。鳥取県で言えば、県の教育委員会が教科書図書選定審議会なるものを設置しまして、そこでいろいろ教科図書の研究を調査をいたし、それらの調査結果を基に選定資料を作成し、それを市町村の教育委員会に指導助言等するために送付するわけです。まあ最終的な権限は、市町村の教育委員会、国公立学校で言えば、その学校長が権限があるそうですが、鳥取県では3地区に分かれてこれは、特定の市町村で採用権限はあるものの、教科書無償配布ということがございまして、通常地区で同じものを選定するというので、地区、鳥取県西部採択地区協議会なるものを作って、そこでいろいろ調査しながらやっているということでございます。われわれがその教科書内容、それらを全て吟

味してこの陳情を審査する必要まではないと思っております。あくまでこの陳情の内容、これを不採択にする理由はなかなかございませんということで、採択にいたったようなところでございます。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長、17番。

○議長（野口俊明君） 17番 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） えーと、発言の中で陳情者というところをこのよなとか、少し誤解を招くような発言がありましたので、それは訂正させていただきます。

次に質問いたしますが、まあ確かにわれわれ議会は、選定には関わりません。選定には関わりません。西部地区対策協議会に対して届く全文があるんですね、西部地区対策には、協議会には出さんわけですね。出さないわけですね。それから最後のほうにですね、よって教育委員会においては、教育委員、学校関係者への教育基本法の改正、学校教育法の改正、学習指導要領の改正について内容の周知徹底を図るとともに、それに最も適した教科書を採択されることを強く望みますとっておるんですよ。鳥取方式というのをご承知ですか。それだけです。鳥取方式というのをご承知ですか。協議しませんでしたか。

○教育民生常任委員長（岡田聰君） 議長。

○議長（野口俊明君） 教育民生常任委員長 岡田聰君。

○教育民生常任委員長（岡田聰君） 鳥取方式は承知しておりません。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。えーと、まず原案に反対のものの討論を許します。

○議員（3番 大森正治君） はい。議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 中学校で使用する新しい歴史教科書の採択に関する陳情の反対討論をいたします。

反対理由を3点述べます。1点目は、陳情の要旨が、鳥取県西部採択協議会においては、歴史教科書及び公民教科書に関し、改正教育基本法及び新学習指導要領の趣旨を充分踏まえた公正かつ適切な教科書採択を実施されるよう要望いたします。と、あります。そのように、要望するが、どこかに意見書をあげて欲しいというものでもありません。当事者の採択協議会や、教育委員会に要望するならともかく、議会に要望されてもどうしようもないものではないでしょうか。

つまり、この陳情は、議会の権限に属さない事項にあたるとうわたしは考えます。わたしたち議会人が、バイブルのようにしている議員必携、これにはこう書いてあります。議会の権限に属しない事項にかかるものは、不採択とするほかないとあります。以上が1点目の理由です。

2点目は、教育の憲法というふうによく言われますこの教育基本法、これは皆さんもご承知のとおり、5年前に改定されました。それに際して、国民や学者、法律関係者などから多くの反対意見があったにも関わらず、時の政権与党は国民的合意をえることなく、それを押し切って成立させた経過があります。改定に反対の声が強かったのは、内容にもさまざまな問題点があったからです。そのなかでも教育の目標というのがありますが、このなかにもおよぶ徳目を列挙しております。そしてその達成を教職員や、子どもたちに義務付けた点であります。特に伝統と文化を尊重し、わが国を愛する態度を養うということが義務付けられたということは、人の内心に関わることを法律で押し付けることとなります。これは憲法19条が保障する思想や良心、内心の自由を侵すこととなります。愛国心というのは、これは本当に、わたしも大事なものだろうと思いますが、法律でもって、上から押し付けるようなものではなくて、自然に心のうちから発露するものだというふうにはわたしは思います。そのように問題をはらんだ改定教育基本法、それに準じた新学習指導要領の趣旨を充分踏まえるようことさら強調したこの本陳情にわたしは賛成できません。

それから3点目は、陳情者が、改定教育基本法に最もかなった教科書として、新しい歴史教科書を作る会の自由社の教科書、それから作る会から分裂したと言われる、日本教育再生機構の郁朋社の教科書を教育民生常任委員会に持参されました。ということは、これ等の教科書を採用して欲しいという意図が伺えます。では、この自由社と郁朋社の教科書には、どんな特長があるのかですが、主な点を述べます。まず太平洋戦争を大東亜戦争と記述し、アジア解放の戦争だったということを強調している。それから韓国併合を正当化している。主権者は天皇かと思われるほど、天皇に関する記述が多く、架空の神武天皇を初代天皇だと記述したり、それから昭和天皇をコラムで大きく取り上げる。それから天皇のお仕事など、天皇に関する記述が4ページにも続く。また基本的人権よりも、国家や社会の秩序を優先させている点、それから原子力発電所を礼賛し、危険性にほとんど触れない。それから女性差別の実情は全く取り上げられていない。明治憲法化や他国の徴兵制を強調するとともに憲法9条を改正する方向に誘導している。そういうことなどが指摘できます。果たしてこういう教科書が日本国憲法や、国民の願いにかなったものと言えるのでしょうか。この陳情を採択するということは、両社の教科書を採用させるための教育委員会への圧力になりかねませんし、議会による教育への不当な介入にもなりかねないとわたしは思います。よってわたしはこの陳情に反対をいたします。以上で

す。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい。議長、4番。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長、4番。

○議長（野口俊明君） 4番 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） わたしは委員長の採択に賛成の討論をいたします。先ほど大森議員のほうからありました。一緒にですね、委員会のなかで話し合ったのではないですか。誰もですね、教科書の中身までね、どうこうしてくれという陳情ではないです、これは。それはあまりにもですね、詮索しすぎた考えだと思います。

そこでわたしはですね、今回の陳情の要旨はですね、歴史教科書及び公民教科書に関して、改正教育基本法及び新学習指導要綱の趣旨を十分に踏まえた公正かつ適切な教科書を法律に則って採択されるよう大山町議会に陳情されたものと思います。

そこで、改正教育基本法というのはですね、まあ以前は1947年、60年前でできましたこの教育基本法、これがですね、不十分なところがあってですね、まず個人の尊厳を重んじたり、愛国心、伝統文化を尊重し、それらを育てきたわが国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うというようなことがあります。わたしはですね、まあ先ほど大森議員は、これには反対が多かったとおっしゃるんですけど、わたしはその逆で、これに賛成された方がたくさんおられて法律になったかと思っています。それを十分にわたしは理解していただきたいとまず、それは思います。まあ意見書をですね、教科書審議会に出すものでもなく、本議会があくまでも陳情の要旨と陳情理由を理解し、どう判断するかです。今回、委員会で採択いたしました、不採択にすることは何一つありません。議会がこれを不採択したならば、じゃあ議会というところは、法律を無視でいいのかという考えも一方ではあります。

で、教科書の決定はですね、まあ先ほど大森議員も話されたように、あるいは西山議員もおっしゃったようにですね、検定にパスした教科書の目録をですね、文部大臣が、文科大臣が、各都道府県に、教育委員会に複数冊の見本と一緒にですね送られ、調査委員で調査研究され、教科書が選定委員会、地区採択地区選定委員会で採択されます。とても公正で、適切な教科書が採択されております。本県におきましても、東部、中部、西部でそれぞれ決定されます。今回特定の教科書を教科選定委員会に要望するものでもなく、公正な教科書委員会に意見書を出すではなく、法を遵守した公正で適正な教科書が採択されたいと教育民生委員会で採択といたしました。よってわたしは、賛成いたします。議員の皆さん、是非賛成お願いいたします。以上です。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長、17番 反対討論。

○議長（野口俊明君） 原案に反対者の討論を許します。西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 私は県からこのような資料をいただきまして学習指導要領、新学習指導要領の全面実施に向けたようなものをちょっと目を通してみました。まあ法律を守ることは、大事であります。しかし、法律を守っておる人ですね、法律を守れというのは、少し越権行為に思われました。教育基本法が、新しくなっています。毎日さまざまな問題が、発生している今こそ、社会全体で教育に対する基本的な認識を共有し、家庭が、地域が、学校が、そして一人ひとりが自らの課題として考え、教育の再生に努力していきましょうという大きな柱があります。他に3点ほどあります。教育基本法第16条は、教育行政であります。教育行政は、国と地方が適切に役割を分担し、協力して行うことが必要です。国は基本的な制度の枠組みや、全国的な基準の設定などを担い、地方はそれぞれの、地域の実状に応じて、実際の教育の実施などを担うとうたっています。中教審の答申は、新学習指導要領の全面実施について、7つの基本的な考えをして、学習指導要領の改善に方向性を示しています。

文部科学省は、教科書検定があつて、検定済みのものが採択の対象になります。皆さんも勉強されましたように、義務教育書学校図書採択の仕組みは、1番目に、書目の提出であります。2番目に、教育書目録の送付であります。3点目に見本の送付であり、4点目に答申、5点目に指導、助言、援助、そして6点目に採択になります。以上を陳情書を分析すれば、公正かつ適切な教科書を採択を実施して欲しいとの要望ですが、以上を申し述べましたように、陳情者に言われるまでもなく、国、県、市町村、また採択協議会では、管理職が1人、教師が3名、汗をかき公正適切に行なっております。公正適切に行ないなさいと言われることはないと思います。

陳情者はさらに教育委員会においては、教育委員、学校関係者、教育基本法の改正、学校教育法の改正、学習指導要領の改訂について、内容の周知徹底を図る、図りなさいとっております。それにもっとも適した教科書を採択されるように臨むとっております。これは鳥取県では充分に取り組んでいます。これが根本であるからであります。「鳥取方式」というのも出してあります。この陳情は私は、文書配布でよかったと、文書配布として皆さんが参考にすべきものであると思います。

そして、採択しても効力がないものです。採択しても効力がないものをですね、議会が採択するということは、総合的に考えて馴染まないと思います。以上の観点から、議会人の良識に訴え、総合的に考え、採択すべきでないと考えます。以上です。

○議長（野口俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論はありませんか。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番 近藤大介君。

○議長（野口俊明君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。先ほど反対討論に立たれました西山副議長ですか、質疑の中でそのこの陳情を出して来られた陳情者に対して、「こういう方」と言われました。こういう方に言われなくても（「訂正しましたよ、訂正しました」と呼ぶ者あり）、こういう方に言われなくても、適正に行なわれているものをなんで議論しなくちゃいけないのか。やはりそういう考え方は非常によろしくないなど。この陳情の趣旨は、「訂正しました、その言葉は取り消しなさいよ」と呼ぶ者あり）この陳情の趣旨は、公正かつ適正に教科書を、あっ、教科書採択にあたっては、公正かつ適正にやって欲しいと、そういう趣旨の陳情でございます。反対討論 2名の方からありましたけれども、まあ素直な気持ちでですね、やはり、陳情の内容を見ていただきたいと。ある自分の思想信条と合わない特定のグループから出てきた陳情だからという色メガネですね、陳情の内容を審査してもいいものか、それはやはり、議員としては、やってはいけないことではないかなというふうにわたしは思います。素直な心で陳情内容を審査した結果、やはり採択すべきものということで、全く問題はないということで、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（野口俊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

日程第6 懲罰特別委員会の調査結果の報告について

（鹿島功君に対する処分要求書提出の件）

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第6、懲罰特別委員会の調査結果の報告について（鹿島功君に対する処分要求書提出の件）を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、鹿島功君の退場を求めます。

（鹿島功君退場）

○議長（野口俊明君） 懲罰特別委員会の報告を求めます。懲罰特別委員長 小原力三君。

○懲罰特別委員長（小原力三君） はい、議長。ちょっとため息が出ました。こんな…、失礼します。えーと、懲罰委員会の審査報告を発表いたします。

平成 23 年 6 月 21 日に本委員会に付託された、大森正治議員から鹿島功議員に対する懲罰の件について、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記、1 番、懲罰事犯の有無、懲罰を科すべきでないと認める。理由、大森議員が、処分要求書において懲罰の要件にあたと主張される、6 月 13 日の教育民生常任委員会の際の、鹿島功議員の発言内容について、当日の委員会記録と照合いたしました。その結果、鹿島功議員は、「発言自由の原則」に基づき、個人的な主義、主張を述べられてはいるものの、大森議員個人を直接に侮辱する発言があったとは認め難く、また、鹿島功議員の発言内容に誤認があるため、処分要求の要件にあたらぬと判断し、鹿島功議員に、懲罰を科すべきでないと、全会一致で決定いたしましたので、ご報告いたします。終わります。

○議長（野口俊明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「議長、3 番、弁明というのはどこでやったらいいのかよう分からんのですけれど」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） しばらく休憩いたします。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（野口俊明君） それじゃあ、再開いたします。討論ありませんか。

○議員（3 番 大森正治君） 議長、3 番。

○議長（野口俊明君） まず原案に反対者の討論を求めます。

○議員（3 番 大森正治君） 議長、3 番。

○議長（野口俊明君） 3 番 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） 先ほどの報告では、懲罰は科すべきでないと認めるということで、私はこの審査結果に納得がいきません。その理由の一つとして、私個人を直接に侮辱する発言があったとは認め難くとありましたけども、これはですね、おとついの、この本会議でも述べましたように、会議録に基づいてわたしは、説明したんですけども、日教組の教育、それから、共産党、その他のアカ教育が、日本を落ち込ませていったという、そういう歴史的事実とは違うことを言われた。しかも、そういう予断と偏見をもってそういうことを言われたっていうことに対して、元日教組の組合員であった私、そして現に日本共産党の党員である私に対しても、

これは痛烈な侮辱であると、そういう間違っただけを言われたということに対しての私のこの処分要求書ではありますので、当然認められてもいいじゃないかなというふうに私は一点考えました。そういうふうに思います。

それから二点目にありました鹿島議員のこの発言内容に誤認があるためと、どの部分なのかというのが、指摘がありませんでしたので、分かりませんが、まあ不正確だったとかということかなと思って解釈しますが、私も当然、正確を記すべきだということで、この審査、ごめんなさい、あの、処分要求書を出す前にきちっとしたところを認識しようということで、この会議録、ましてはテープ、これを開示していただくよう要求したわけですけれども、委員長のほうが、なかなかそれ許可されない、何でだろうかなと思っておりました。これ期限が切れる 2 日前、ああ、前の日ですね。前の日に朝要求し、昼も言いました。それから帰りにも、お願いしますということをしたんですけども返事がないということで、ああ、これはいけんわと。もう明日出さなきゃならないから間に合わないわということで、私の記憶のままに出したわけですが、そういう経過もあったということがありますが、その辺のどこの部分に誤認になったのか、はっきりさせなかった、して欲しかったなというふうに思います。私としては、以上のような点から、本当に予断と偏見に基づいて、言われたこの発言に対して、非常に侮辱を感じております。以上です。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから鹿島功君に対する懲罰の件を採決します。本案に対する委員長の報告は、鹿島功君に懲罰を科すべきではないとすることです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、鹿島功君に対する懲罰の件は、委員長の報告のとおり、可決されました。鹿島功君の入場を命じます。

(鹿島功君 入場)

日程第 7 懲罰特別委員会の調査結果の報告について

(大森正治君に対する処分要求書提出の件)

○議長（野口俊明君） 日程第 7、懲罰特別委員会の調査結果の報告について（大森正治君に対する処分要求書提出の件）を議題とします。地方自治法第 117 条の規定によって、大森正治君の退場を求めます。

(大森正治君 退場)

○議長（野口俊明君） 懲罰特別委員会の報告を求めます。懲罰特別委員長 小原力三君。

○懲罰特別委員長（小原力三君） はい、議長。大山町議会懲罰特別委員会の調査報告をいたします。平成 23 年 6 月 21 日に本委員会に付託された、鹿島功議員から大森正治議員に対する懲罰の件について、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により、報告いたします。

記、1 番、懲罰事犯の有無 懲罰を科すものと認める。2、懲罰処分の種類及び内容、懲罰の種類、公開の議場における戒告、懲罰の内容、議会の議決を経た戒告文を、公開の本会議の席上、議長が読み上げ、遺憾の意を表す。

3.理由、議員活動の基本は、言論である。このため、いかなる思想、信条に立つものであっても、議会においては、言論を尊重しその自由を保障している。もしも、言論の自由がなくなれば、議員はその職責を果たすことはできない。

このたびの大森正治議員の処分要求は、鹿島功議員の発言の内容を確認しないまま、発言を曲解して行われたものであるとともに、議会における言論の自由を尊重する態度に欠けた行為であり、よって地方自治法第 135 条第 1 項の規定により、全会一致で、戒告するものと決定いたしました。以上でございます。

○議長（野口俊明君） 大森正治君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。お諮りします。これを許すことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって大森正治君の一身上の弁明を許すことに決定しました。大森正治君の入場を許します。

（大森正治君 入場）

○議長（野口俊明君） 大森正治君に一身上の弁明を許します。大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） はい。私が一昨日ですね、この本会議場で、会議録に基づいてこの処分要求書の内容を皆さんにきちっと説明いたしました。その部分については、会議録に基づいて、私は説明しましたので、何も間違いはないというふうに思っています。正確なものであったと考えております。だとすればその部分が審査されなかったようですので、非常に不服に思っております。その部分を審査してほしいかなということをおきたいと思っております。

○議長（野口俊明君） 大森正治君の退場を求めます。

（大森正治君 退場）

○議長（野口俊明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（11 番 諸遊壊司君） 議長、11 番。

○議長（野口俊明君） 11 番 諸遊壊司君。

○議員（11 番 諸遊壊司君） 委員長に対する質疑ですね、一昨日のテレビ放映を

見られました町民の方から、数名の方から、お電話なり、また我が家にきていろいろお話しされました。つまり、議会は何考えと一だと、議会の仕事は、執行部が出したいろんな案について、予算にしても計画についてもいろいろ討議して、ああでもないこげでもない、町民のためにどうするのかとするのが、議員の本来の仕事であるのに、あなたの、あなたって僕のことですよ、3月議会から懲罰、懲罰、これは町民にとって非常に情けないんだと、こういう町民の声でございました。で、まあわたしのことはさておいて、このたびも、まあ、まあ、もう結論が出ておりますので、大森氏が、懲罰に出されるとそれをまた反対に、訴えられた方がまたそれを懲罰に掛けられる。どっちが正しくてどっちが悪いということではないです、私は。町民にとってそういうことは必要ないんだと、そういうことをしてほしくない、見たくない。それよりも議会に求めるのは、これからの大山町をどうするのか、それを真剣に討議して欲しい。そこが議場ではないか、議員の本来の姿ではないかという町民の声を数名の方からいただきました。それについて委員長、8人の委員としてどういうぐあいに協議されましたか。お答えください。

○議長（野口俊明君） 懲罰特別委員長 小原力三君。

○懲罰特別委員長（小原力三君） はい、議長。えーとですね。このたびの懲罰委員会にかけられた、付託されました…

○議長（野口俊明君） ちょっとマイクを。

○懲罰特別委員長（小原力三君） 案件でございますけれども、ここに処分要求書が出ております。大森議員のほうから出ております。その内容と教育民生の委員会の議事録が少し異なっておりました。これはあなたもよくご存じの、読まれてご存じのとおりと思います。この部分について、行は少ないですけれども、その部分に対して一生懸命8人の、8名の皆さんから選ばれた8名の議員が、真剣に議論を闘わせて決定したものであります。そのなかにおいて、今諸遊議員がおっしゃいましたように、議会がばらばらでは駄目だと、18名対1だと、いつも言ってるんです、わしは、ねえ。18名が結束していかに執行部と闘うかというのが、わしの持論でございますので、お間違えなく。その点を大きな声で言わせていただきます。終わります。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから大森正治君に対する懲罰の件を採決します。本案に対する委員長の報告は、大森正治君に戒告の懲罰を科すことです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、大森正治君に対する懲罰の件は、委員長の報告のとおり、可決されました。大森正治君の入場を求めます。

（大森正治君 入場）

○議長（野口俊明君） ただいまの議決に基づいて、これから大森正治君に懲罰の宣告を行います。大森正治君に戒告の懲罰を科します。これより、戒告文を朗読いたします。大森正治君の起立を命じます。

（大森正治君 起立）

（議長 起立）

○議長（野口俊明君） 戒告文、議員 大森正治君は、6月13日の教育民生常任委員会において、中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情審査の際に、議員 鹿島功君の発言内容を、曲解したまま懲罰の動議を提出し、議員 鹿島功君の名誉を著しく傷つけたことは、議員の職分に鑑み、まことに残念である。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。平成23年6月23日大山町議会、以上です。

日程第8 議員派遣について

○議長（野口俊明君） 続きまして日程第8、議員派遣についてを議題とします。会議規則第119条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、1番目として、平成23年8月4日から8月5日までの2日間、滋賀県大津市にあります全国市町村国際文化研修所で開催される、市町村議会議員セミナーに、椎木学議員を派遣するものです。

2番目として、9月6日南部町で開催されます、西部町村議会議長会主催の自治功労表彰式及び研修会に、議員全員を派遣したいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第9 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第9、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 10 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第 10、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 11 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第 11、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、8 月下旬から 9 月上旬の間に、長野県飯田市、長野県長野市、長野県上田市への行政視察調査を含む、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 12 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第 12、大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口俊明君） 日程第 13、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、臨時会を含む次の議会の、運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において、議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口俊明君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成 23 年第 7 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立、礼。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 西山 富三郎

署名議員 竹口 大紀